

レバノンの輸入規制措置の概要

(平成29年3月17日時点)

1. 輸入規制措置の概要

レバノンには、日本から輸出される食品等について、レバノンの定める放射性物質基準に適合することを放射性物質検査機関の検査報告書（英文）で確認できれば輸入を認めています（政府機関等による証明は不要）。

(輸入規制措置の内容)

地域・品目	規制内容
47都道府県産の動物産品及びその製品、植物産品及びその製品、動物性油脂・植物性油脂、殺虫剤、肥料、飼料	<放射性物質検査証明>（レバノンの定める放射性物質基準（注1）に適合することを確認できる検査報告書（英文））（注2） レバノンにて予備検査を実施。

注1；平成23年9月9日付けレバノン農業省決定(821/1)で規定されている放射性核種に係る指標値

- ・放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計

対象	放射性物質の最大許容値 (Bq/L, Bq/kg)
牛乳・乳製品及び乳幼児用食品以外の食品	150
乳幼児用以外の牛乳・乳製品	50
牛乳・乳製品を含む乳幼児用食品	15
スパイス	300
動物用飼料	300

- ・放射性ヨウ素131…設定なし

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、輸出すべきではありません。

2. 留意事項

(1) レバノンの最大許容値について

乳児用食品の場合、放射性物質検査の結果が、レバノンの最大許容値以下であることが必要です。

(2) 検査機関

放射性物質検査は、レバノン政府に登録している検査機関で行う必要があります。検査機関は、「レバノン向け食品等輸出に係る放射性物質検査機関一覧」を参照してください。（農林水産省のホームページに掲載）

なお、レバノン政府は、全ての日本産の輸入食品等について輸入時に放射性物質に関する予備検査を実施するとしています。予備検査により放射性物質の存在を確認した場合には、レバノン原子力委員会の検査機関による検査の対象とし、その検査結果がレバノンの最大許容値以下であれば輸入を許可することとしています。